

第52回福島県入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日時 平成27年3月16日(月) 午後1時30分から午後3時00分まで

(2) 場所 杉妻会館3階 百合

(3) 出席者

ア 委員

伊藤宏(委員長) 安齋勇雄 今泉裕 菅野晴隆 齋藤玲子 新城希子
田崎由子 橘あすか 芳賀一英 藤田一巳

イ 県側

総務部政策監 入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹
土木部次長 技術管理課長 建設産業室長 建設産業室主幹
農林水産部参事兼農林総務課長 農林技術課長
出納局入札用度課主幹兼副課長 教育庁財務課主幹兼副課長 警察本部会計課主幹兼次席

(4) 次第

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について(平成26年10月～12月分)

イ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について(平成27年1月分)

ウ 平成26年度下請状況実地調査結果について

エ 発注関係事務の運用見直しについて

オ 現場代理人の常駐義務緩和の対象拡大について

カ 平成27・28年度工事等請負有資格業者の登録について

(2) 各委員の意見交換

(3) その他

3 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

(開会)

それでは皆様お揃いでございますので、ただいまから「第52回福島県入札制度等監視委員会」を開催いたします。

議事につきまして、伊藤委員長、よろしくお願い致します。

【伊藤委員長】

これより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思います。本日は、報告事項6件でございますが、公開で行いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(各委員)

(異議なし)

【伊藤委員長】

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

はじめに、報告事項ア「県発注工事等の入札等結果について(平成26年10月～12月分)」につきまして、事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

(「資料1」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のありました件につきまして、質問等があればお願いいたします。

それでは次に、報告事項イ「入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について」(平成27年1月分)事務局から説明をお願いします。

【入札監理課長】

(「資料2」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のありました件につきまして、質問等があればお願いいたします。

それでは、次に、報告事項ウ「平成26年度下請状況実地調査結果について」事務局の説明をお願いいたします。

【入札監理課長】

(「資料3」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等がございましたらお願いいたします。

それでは、次に、報告事項エ「発注関係事務の運用見直しについて」事務局から説明をお願いいたします。

【入札監理課長】

(「資料4」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件について、質問等がございましたらお願いいたします。

【芳賀委員】

2 ページの一番最後に「平成27年度4月1日以降に公告する案件から、誓約書の提出対象工事を復旧・復興工事に限定すること。」と、これは東日本大震災並びに今後発生する復旧・復興工事という仮に発生するかもしれない工事についてとして受け取ってよろしいのでしょうか。

【入札監理課長】

基本的にここでいう復旧・復興工事につきましては、東日本大震災等に係る復旧・復興工事と認識しております。万が一、今後そういった工事が発生した場合については、それを踏まえて検討することになりますので、あくまでこれは大震災に係るものと御理解いただきたいと思います。

【齋藤委員】

誓約書のサンプルのようなものは、見せて頂くなり、頂戴することはできるのでしょうか。

【入札監理課長】

誓約書の様式がございますので、後ほど各委員の皆様配布させていただきたいと思います。

【伊藤委員長】

誓約書は、誓約書ですから、どれだけの効果があるのかというのはあるのですが、中身について後で御確認いただきたいと思います。そのうえで何か御意見があれば是非お願いしたいと思います。他いかがでしょうか。

それでは、次に、報告事項オ「現場代理人の常駐義務緩和の対象拡大について」事務局より説明をお願いします。

【入札監理課長】

(「資料5」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いいたします。

【田崎委員】

県は、技術者がいないので、それを確保するために、緩和するという事で、県側はわかるのですが、事業者、参加する業者はこれまでも技術者の育成とか、人数の増加が図られてきているのかなど。聞く相手が違うかもしれませんが、その辺は、増えていると感じていらっしゃるのでしょうか。

【建設産業室長】

技術者につきましては、例えば学校を卒業してすぐ会社に入って、すぐに技術者になれるものではないものですから、大震災直前の技術者と現在の技術者とそんなに変わらない状況だと思います。

会社の対応としては、福島県版の復興JV制度というものが非常に活用されておりまして、他の地域から来て頂いて県内で活躍してもらって、そういったものを使って現在進めている状況でございます。

【田崎委員】

1年1年、年を取るのので、若い人をきちんと育成していかないと、やはり今後何かあった時にまた対応が苦しくなることもありますし、あるいは発注件数が少なくなるから、今のままでいいのかなって思っているのか、その辺はわからないのですが、やはり育成をする事をしていかないと、今回に限らずこういった傾向は見受けられたので、御指導して伝えて頂きたいと思います。

【建設産業室長】

長期的な視点は、非常に重要でございます。その辺は、業界もかなり認識をしております。

現在は技術者育成をする補助メニュー等いろいろございまして、今年度は学習センターという専門にやっているところがございまして、私どもの補助を使いまして30数名の方が将来の技術者になる勉強をしております。

今後どうしても裾野を広げる全体を増やしていくことが必要なものですから、就職説明会とか、業界側でもインターンシップを積極的にやるなど実施している状況でございます。

ちなみに建設業に入ってくる人数ですが、大震災の前と比べますと、高校卒業生で平成25年度末では、1.5倍程ということで、相当増えてきている感触をつかんでいるところでございます。

【伊藤委員長】

他にいかがでしょうか。

【菅野委員】

常駐が免除された場合の管理、複数の工事現場管理についての方針とか指導についてどのようになるのでしょうか。

【入札監理課主幹】

承認をする場合、通常の工事の内容の他に条件付きの形になっております。この条件の中で現場代理人不在になる現場では責任者を配置するとか、あるいは連絡が必ずとれるようにするとか、そういった条件を付けることによって承認をすることになります。また、現場毎に必要な条件が変わってくるということで、そういったものは更に条件を付け、お互いの工事で不都合が生じないように調整する内容になっております。

【菅野委員】

どちらかの現場にだけにずっといるということも、可能となるのですか。

【入札監理課主幹】

基本的に1日1回以上は、各現場の方へ行って下さいということも条件の中に書いてございます。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。

【新城委員】

先ほど、県か市町村が緩和を認めた場合とおっしゃっていましたが、そうしますと市町村によって異なるということですが、足並みのそろえ方といいますか、大枠では市町村の大部分は了承しているのかという点と、(2)の緩和を発注者に判断を委ねるということでしたが、その委ねた判断をまた判断されるのかということをお聞きしたい。

【入札監理課長】

まずは、1点目の市町村側の状況でございますが、県の方で現場代理人の常駐義務緩和を行うに際しまして、工事における現場代理人の常駐義務の緩和について具体的な事務の流れ、さらには所定の様式を定めた要綱的なものが存在しております。更には市町村側でも、現場代理人の常駐義務の緩和を認めるに際しまして、内規、取扱要綱みたいなものを定めてございます。

実は県の常駐義務の緩和の要綱をベースに市町村で同じような要綱を定めている事例が、県内全市町村のうち72%。約7割は県の要綱に準じた要綱を市町村独自に定めている実情でございました。

先ほど事前アンケートの中でご説明させていただきましたが、そもそも各市町村においては、県の緩和要綱に準じた内規を作っているところが約7割。それ以外は、独自に作っているところでございます。そういう状況の中で、今回、県が常駐義務を緩和すれば市町村においても活用をしたい、活用を検討したいとお答えになっているところが、63%。県内全市町村の中で、半数以上の市町村が活

用を検討したいと前向きに取り組んでいる実情を踏まえまして、県としてはその枠組みを県の方で拡大することによって、各市町村も主体的な判断の元にそういった活用の道が開かれてくることで、県及び市町村それぞれの発注工事における技術者不足による入札不調の対策強化と減少に少しでも繋げることができればという趣旨で、今回踏み切らせていただきました。

失礼いたしました。先ほどの県内市町村の要綱の定め方に関する説明において誤りがありましたので、訂正させてください。

各市町村において常駐義務の緩和措置に関する内規、要綱を定めているのが県内全市町村のうち7割。そのうち半数以上が県の定めている要綱に準じて定めているということでございました。私の認識が誤っておりましたので訂正させていただきます。

【入札監理課主幹】

2点目ですが、これは常駐義務の緩和を認めるのかどうかというのは、あくまでも工事現場、その発注の内容を熟知している発注者が判断するというので、それをさらに承認にするとかそういったフローにはなっていないところでございます。

【伊藤委員長】

個別に判断してということですね。

聞くまでもないことですが、市町村というのは、福島県内の市町村ということですね。

【入札監理課長】

はい、そのとおりでございます。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。

それでは、次に報告事項カ「平成27・28年度工事等請負有資格業者の登録について」事務局より説明をお願いいたします。

【入札監理課長】

「資料6」の説明に入ります前に、先ほど齋藤委員から御照会がありました誓約書の様式を皆様のお手元にお配りさせていただきました。基本的にはこの誓約書の様式に記載のとおり、品質・安全等の確保及び工程管理に万全を期し、粗雑工事は行わないという旨を誓約する文言がございまして、裏面に記載のような13確認項目について、本来、低入札価格調査において具体的にその事実がここに該当しているのか、該当していないのかの確認をする項目になっております。

この確認項目について記載のとおり、記載内容に適合した履行を約束する旨の内容の誓約書になっているということで、お配りさせていただきました。

(「資料6」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いいたします。

それでは、次の「各委員の意見交換」に移ります。先ほどの誓約書はいかがですか。

【齋藤委員】

27年度からは復旧・復興工事に限定するということですので、私が今これを問題にするというのは遅いんだろうと思うのですが、裏面別記の確認項目、13項目ありますけれど、これは誰が確認するのですか。

【入札監理課主幹】

確認項目なのですが、低入札価格調査するに当たりまして、発注者の方で調査の委員を設けます。この委員がこの項目の報告、提出を受けた上で、内容を項目毎に審査して、この金額で適切な工事の実施が可能かどうか判断をすることとなります。

【齋藤委員】

つまり、発注者側という意味ですね。その価格により入札できた理由があるとか、諸経費の計上はいいとして、手持ち工事の状況把握、どちらかという受注者側での確認項目なのかなと思うのですが。

【入札監理課主幹】

資料を受注者側に求めまして、発注者側に提出して頂いて、その内容を審査するという方法を取っております。

例えば、その価格により入札できた理由を工事現場に近かったり、条件が良かったりとか、資材とか機械関係の確保が整備されていてその分安く施工することが可能であるとか、具体的な理由の確認と、手持ち資材・機械といった基本的には受注者側の条件の基に見積もられた金額で施工することが可能かどうか、具体的にその金額でその条件がきちんと説明できない場合は、その金額で適正な施工ができないという判断をすることになる、ということでございます。

【齋藤委員】

そうしますと、受注者側で書類を出して、その発注者側でとなりますね。これは対面して一つずつ確認していった方が、確認項目の確認という意味では、よりベターではないかと気がするのですが、対面ではされないのですか。

【入札監理課主幹】

この資料の提出を受けてまず審査をしまして、最終的には聞き取り調査、具体的に内容が適切かどうか確認をしたうえでの判断ということになります

【伊藤委員長】

いわゆる自己評価を発注者が確認をすることで、自己評価といった場合に客観的な証拠があるようなものと、必ずしもそうではなくて、言い方悪いですけど作文ですむような部分と、何かありそうな感じはするのですけれども、全ての項目について客観的な証拠を求めることになっているのですか。

【入札監理課長】

本来であれば、低入札価格調査を行なうに際しては、今ほど齋藤委員から御質問がありましたように、この確認項目それぞれに客観的な資料の提出を受注者に求めて、発注者側が対面でやりとりを行いながら、その内容の適否について確認を行うこととなりますが、今回の復旧・復興工事の加速を図るために誓約書の提出をもって、調査実施に代える工事におきましては、あくまで受注者が出したこの記載事項のとおり、「適合した事項を約束する」という一文を持って、調査に変える趣旨でございます。

全面的に受注者が誓約書した内容について、県として信任をおいているという状況でございます。

【伊藤委員長】

信頼関係の元にやられるということですね。

【入札監理課長】

はい。

【伊藤委員長】

逆に全て調べたら、時間がかかって、このような制度はいらぬということになりますけれど。他に御意見はございますでしょうか。

【芳賀委員】

資料3の中で、元下関係につきまして、2ページに調査結果として「(1)下請代金の決定過程に関すること」で、ちょっと問題のあることが発生していると、しかし、元下関係の中で話し合いによって、その場はOKになっているようですけれども。

一つの考え方ですが、今、若年労働者、担い手不足といった場合に、元請の方は、技術者等の不足といわれ、又、専門工事業の場合ですと技術者のみならずいわゆる技能職種がものすごく不足している。その中で私どもが調査等をやってみますと、入職、希望してくる者が少ないと、そしてやめていく人達が多いよという傾向にあるわけです。

そういった中で、この元下関係というものが、意味もなくという言葉が悪いかもしれませんがきちんと請負代金を支払わないといったこと。しかし、当事者同士が合意しているからいいんだという形で見逃されてしまうと、やはり状況的には元請も専門業者を探すのに大変苦労していると思うんです。しかし、契約してしまえば元請の優位性というのは動かないんですね。ですから、そういった中で、これは何らかのですね、専門工事業者が若年者を雇用したり、担い手を確保していくうえでは、全て賃金に返ってくるわけですね。

つまり、資材等についてはほぼ固定していますから、引き下げることできない。結果的には、下請け等の専門工事業者があおりを食う部分は働く者たちなんですね。そういったことを考えてみた場合については、かなり強力な行政指導というものが行われても良いのではないかと思うのですが、その辺はいかがなものでしょうか。

【入札監理課長】

ただ今、芳賀委員から御指摘いただきました事項につきましては、今回の調査の中でそうした事実が判明したことについて、いわゆる元請及び下請請人双方が合意しているので、積極的に「よし」と評価をしたわけではなく、合意の元とはいえ合理的な代金決定についての値引きの根拠が示せないとなれば、それは不適正な代金決定に繋がる恐れがあるので、今後、合理的な根拠を明示した上で代金決定をするよう元請負人に対して強く指導したところでございます。

具体的には、一次下請負人から提出されました見積りの中で計上されていた諸経費の一部が契約締結の段になりまして、一部契約金額に反映されていなかった事例で諸経費の一部がカットされた理由について元請負人に理由を問いただしたところ合理的な説明を得られなかったことで、根拠が不明確な値引きが行われていたという、表現をとらせていただいたところでございます。

御指摘いただいた元請・下請関係で、元請負人、下請負人の対等な関係を構築する上でも値引きをするのであれば、その合理的な根拠を明示したうえで、双方その内容に共通理解を持って、納得したうえで、締結するように指導したところで、その辺を適正な形に我々も正していけないと、一方的な元請有利な関係が継続されてしまうと、適正化という道が遠いということもございますので、そこは、今回の指導の中で強く申し入れたところでございます。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。

他いかがでしょう。

【新城委員】

資料6ですが、先ほど、お聞きしなかったのですが、全体の業者と登録業者の割合というのは、どのくらいなのでしょう。建設業者全体で、登録業者というのは、どのくらい差があるのかということと、前回社会保険がなくて、県中が1/3くらい認められなくなったとお聞きしましたが、今回認められなかったところは、あったのかという点。それから別な質問になりますが、発注種別でいろいろな種別がございますが、大震災がございまして除染というのは、入札とかの対象になっているのかどうかお聞きしたいと思います。

【入札監理課長】

まず1点目の県内で建設業許可を取得している業者、いわゆる建設業許可業者の中で県の有資格業者がどのくらいの割合を占めているかという部分についてでございますが、26年3月末の県内の建設業許可業者数が8,884者、約8,800者でございます。

その内、工事の今回エントリーされた業者が先ほどご説明いたしました資料6の中で記載のように県内で1,500ということなので、だいたい比率的には、2割に満たない状況でございます。あくまで有資格業者というのは、県発注工事の元請になる資格ですので、後は、下請として入っていらっしゃる業者も多々いらっしゃいますので、そのような状況でございます。

2番目の、今回社会保険に加入されていない業者については、入札参加資格申請ができないということで資格審査を対応させていただきましたが、申請を受付の段階で社会保険に入っていないので申請書は受理できません、ということで申請を却下された業者はいませんでした。

おそらく未加入業者は、当初から県の申請はできないと事前に周知させていただいておりますので、申請自体行わなかったと思います。

3点目の除染業務についてでございます。福島県が行っております除染業務につきましては、清掃等の類似業務ということで業務委託という位置付けになっておりまして、福島県が行っております除染業務は、工事ということでは位置付けておりません。

したがって、県発注工事等の競争入札ということでの要領要綱の適用対象ではありません。ここは所管されている除染対策課での業務委託という位置付けで発注している流れなので、我々としては直接的に工事と位置付けておりませんので、タッチはさせていただいておりません。

【伊藤委員長】

除染工事は、基本的には市町村レベルでやられているものですね。

県もあるわけですね。

【入札監理課長】

はい。確かにご指摘のとおり、双葉郡の一部地域については国直轄で除染を行っておりますが、それ以外の県内エリアにつきましては、市町村が発注されているのが業務実態であり、除染対策課としては、それらの市町村に対して標準的な事務の取扱いの基準マニュアルみたいなものを提示する位置付けになっておりますが、それ以外にも道路の除染とか県が直接発注する業務委託もございます。

ただ、ほとんどは、市町村ということでもあります。

【伊藤委員長】

他にいかがでしょうか。

【新城委員】

先ほど社会保険は、御説明あったのですが、他のところで、あるいは社会保険ではない別な要項でダメになったということはないということですか。

【入札監理課長】

今回の27・28の資格審査の中では、そういったそもそもの資格申請をするための要件、例えば地方自治法施行令に定めのあるような欠格者でないこと等、そこではねられた方はいらっしゃいません。

【新城委員】

先ほどの除染は私もだいたい市町村かなと思い、やはり道路関係とか県がおありだろうなと思って質問させていただいたのですが、発注種別というもので確かに業務委託ということはあるかもしれませんが、大震災になって発注種別の何か変更になったとか、そういう特別なことはないわけですか。

【入札監理課長】

今回の発注種別については、大震災以降、特に変更はございません。

建設業法の一部改正によりまして、解体工事業の許可が一つ増えましたが、それについての施行はまだされておきませんので、建設業法の改正に伴う許可業種の解体工事業の新設に伴って、今後、発注種別も見直すかどうかについては、今後の検討課題となろうかとは思いますが、大震災後、今にいたるまでは発注種別の見直しまでは行っておりません。

【建設産業室長】

解体工事業の説明が今ございましたが、正確に言わせていただきますと、まだ増えてございません。28年度から増える予定ということで、準備中でございます。

【伊藤委員長】

他にいかがでしょうか。

私の方から、一つお聞きしたいことがございます。資料1の1ページ目の1番下に契約方法別として一般競争入札、随意契約ということで平成26年度総計の半分弱くらいが、金額でいうと随意契約となっております。

前の委員会でもその件について話がでたのですが、震災・原発事故発生4年たちまして、震災復旧工事の緊急性ということを理由として、随意契約がおこなわれていると。もともと随意契約というのは、非常にレアなケースで非常に緊急性の高いものになっていると思うのですが、金額でいえば半分近くが随意契約となっております。

個別の工事につきましては、資料1-1に随意契約、12ページ当たりからずっとあります。もちろん浜通り、原発事故がおこったところに近い地域はありますし、そうでなくても復興公営住宅とかで緊急を要する工事もあるのですが、中には地域も浜通りではなく、今回の震災・原発事故とは、直接関係あるのかなというの、全くないことはない感じもいたします。

それで、もちろんそういった地域の復興の加速化という大きな課題はあると思うのですが、随意契約についての今後の考え方について、県が何かお考えがありましたらお示しいただきたいと思います。

【入札監理課長】

随意契約の今後の在り方というか、今後の見通しについてでございます。

先ほど、委員長からご指摘もありましたように、本県では、原子力災害による影響もございまして海岸等の被災箇所につきましては、以前として県民の生命・身体・財産等に大きな影響を及ぼし、県民生活にも支障をきたしている状態であります。

このことについては、当然速やかな対応が求められるということで、我々認識してございます。避難指示区域の見直し等によりまして、従来災害査定にすら入れなかった地域につきましても、ようやく査定に入れるようになったということで、避難されている住民の方々の帰還環境を一刻も早く整え

る必要にあるという認識の元、発注準備が整い次第速やかに災害復旧・復興事業等を行わなくてはならない現状にあるということでございます。

内堀知事がおっしゃってらっしゃいますように、福島県は未だ有事の状況にあるということを我々は常に認識しながら、県民の生命・身体安全確保でありますとか、県民生活の支障を除去するために、緊急に執行しなければならない工事等について、緊急随意契約制度を活用させていただいているところであります。

決して事務執行の遅れ等によりまして、これまで発注に至らなかったわけではなく、原子力災害という特殊事情によりまして、発注できなかったという状況については是非ご理解願いたいということと、一定期間の経過、4年という経過、時の経過によりまして、我々としては緊急性が阻害されるものではなく、より迅速な執行がさらに求められているのではないかと考えております。

第49回の監視委員会におきましても、菅野委員から御意見がございました。「準備に時間がかかってしまったことのゆえに緊急性がなくなるものではなく、また工期が長いからと言って緊急性がなくなるものでもない。」との発言がございましたが、私達としましても、これらの事象につきましては、緊急性とは異なる問題であると切り離して認識させていただいております。

従いまして、浜通りの復旧・復興を最優先で執り行わなければならないということから、緊急を要するという条件は当然つきますが、緊急を要する災害復旧工事等につきましては、引き続きスピード感を持って、対応する必要があるでございますので、入札等制度改革に係る基本方針を踏まえ策定されました「公共工事に係る随意契約ガイドライン」こちらのガイドラインにおいて定める随意契約の要件に基づきまして、透明性、公正性の確保に配慮しつつ、適切な運用に務めてまいりたいと、このように考えてございます。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。

それでは、次に、「その他」に移ります。委員の皆様から、何かございますでしょうか。

事務局からございますでしょうか。

【政策監】

本日は熱心な御審議をいただき、ありがとうございました。

本年度最後の委員会になりました。また、現在の委員の皆様方での御審議も今回で最後ということになりました。

東日本大震災以降、復旧・復興に向けて工事の発注が本格化しております。

また、来年度予算1兆8,994億ということで、公共事業等のピークの年度を迎えることとなります。

その中で喫緊の課題でありました入札不調等への対策において透明性・競争性・公正性の確保を図りながら、本県の入札制度等の改正について御審議をいただいております。心から御礼申し上げる次第であります。

なお、菅野委員におかれましては、今回をもって退任されますことを御報告させていただきます。

また、引き続きお願いいたしております委員の皆様方におかれましては、今後とも、より良い入札制度の構築に向けての御指導を是非ともご支援お願い申し上げまして、今年度最後の委員会における挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

【伊藤委員長】

事務局から他にございますでしょうか。

【入札監理課主幹兼副課長】

ございません。

【伊藤委員長】

本日の議事については、これで終了いたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

以上をもちまして、「第5 2回福島県入札制度等監視委員会」を閉会とさせていただきます。